持続化給付金

感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金（返済不要）を支給します。

対象者について

資本金10億円以上の大企業を除く、

中堅企業

中小企業・小規模事業者

フリーランスを含む個人事業者

・創業１年以内でも2019年末までに創業した者
・医療法人・農業法人・社会福祉法人・一般社団法人・公益社団法人など会社以外の法人　も含む

であって、

感染症の影響により、 任意のひと月の売上が

2019年同月比で 50%以上 減少 している者

必要書類等について

①2019 年（法人は前事業年度）確定申告書類
②減収月の事業収入額がわかる売上台帳等の写し
③通帳写しや電子通帳の画面コピー
④法人は法人番号・個人事業者は身分証明書写し

スケジュールについて

5/1～ 電子申請 受付開始

※予約制の申請支援窓口も順次開設予定

給付額について

法人▶▶▶▶▶▶　最大 200 万円

個人事業者▶▶　最大 100 万円

※ただし、昨年１年間の売上から減少分を上限とします。
※電子申請後、2週間程度で給付金をお振り込みします。

減少分の計算方法

前年の総売上〈事業収入〉 －（マイナス） （前年同月比▲50％月の売上げ ×12ヶ月）

● 2019 年の総売上 1200万円で、月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月
2019年	100万	100万	150万
2020年	90万	80万	70万
前年同月比	約10％減	約20％減	約53％減

1200万－840万（70万 ×12か月）＝360万
最大 200万円の給付が受けられます。

【お問合せ先】 持続化給付金コールセンター
0120-115-570　（IP電話番号：03-6831-0613）
※５月は毎日対応しています。8時30分～19時00分

持続化補助金（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける小規模事業者の前向きな取組を支援します！

対象者について

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）**は従業員5人以下、宿泊業、娯楽業、その他業種は従業員20人以下の**

小規模事業者

補助額について

最大 100 万円（補助率2/3）

◎概算払いによる即時支給

売上高が前年同月比で20%以上減少した事業者で早期の受領を希望する場合は、交付決定額の1/2（最大50万円）を交付決定と同時にお支払いします。

申請に必要な情報について

①法人、個人事業者情報
②取組内容　※2/18まで遡って適用
③経費内訳　※2/18まで遡って適用

スケジュールについて

4/28～ 公募要領公開　　5/1～ 公募開始

1次締切：5/15（金）必着（2~3週間後 採択発表）
2次締切：6/5（金）必着

※3次締切以降は調整中

申請要件について

補助対象経費の1/6以上が、以下A・B・Cのいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

（例）部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために**設備投資**を行う

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例）飲食店がテイクアウトを始めるため、**試作品開発、テスト販売、案内チラシを作成し配布**

C：テレワーク環境の整備

（例）在宅勤務制度を新たに導入するため、**テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入**

※コロナ特別対応型は、**2/18以降の取組が補助対象**
※概算払い希望には、**創業後3ヶ月以上の実績が必要**

【持続化補助金についてのお問合せ先】 ※公募開始後からアクセス可

全国商工会連合会　http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/
電話番号：03-6670-3960
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

日本商工会議所　https://r2.jizokukahojokin.info/corona/
電話番号：03-6447-5485
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

給付金・補助金支援内容一覧表（5/1時点）

※①給付金制度と、②③④補助金制度は、**併用することが可能**です。
※各利用可能メニューに関しては、下記アドレスの【支援策パンフレット】より詳細をご確認下さい。
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
中堅企業 中小企業・小規模事業者 各種法人 前年同月比売上▲50%の場合	① 持続化給付金	●事業全般に広く使える給付金（返済不要）を支給 • 法人 **最大200万円** • 個人事業者 **最大100万円**	持続化給付金 コールセンター 0120-115-570
中小企業・小規模事業者 各種法人 ※前年同月比売上の条件なし	②-１ IT補助金	●ITツール導入による業務効率化等を支援。 • 30～450万円（補助率1/2）	一般社団法人　サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
さらに、コロナ対策の投資	②-２ IT補助金（コロナ特別枠）	◆補助対象経費の1/6以上が、①サプライチェーンの毀損への対応、②非対面型ビジネスモデルへの転換、③テレワーク環境の整備のいずれかに合致する投資であること（※） • 30～450万円（**補助率2/3**） • ソフトウェアの導入費用と併せて、PC・タブレット等のレンタル費用も補助対象 • **遡及適用あり**	
中小企業・小規模事業者 ※前年同月比売上の条件なし	③-１ ものづくり補助金	●新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 • 最大1000万円（中小1/2、小規模2/3）	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
さらに、コロナ対策の投資	③-２ ものづくり補助金（コロナ特別枠）	◆（※）と同じ要件 • 最大1000万円（**補助率2/3**）	
小規模事業者 ※前年同月比売上の条件なし	④-１ 持続化補助金	●小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援 • 最大50万円（補助率2/3）	＜通常型＞ 全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2389 ＜特別枠＞ 全国商工会連合会 03-6670-3960 日本商工会議所 03-6447-5485
さらに、コロナ対策の投資	④-２ 持続化補助金（コロナ型）	◆（※）と同じ要件 • **最大100万円**（補助率2/3） • **遡及適用あり**	
さらに、前年同月比売上▲20%の場合	④-３ 持続化補助金（コロナ型：即時支給）	上記〖④-2〗の特別枠に追加して • **交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給**	
創 業 者 ※創業者の条件 ④-4：2020年1月1日以降創業 ④-5：特に制約なし ④-6：創業3ヶ月以上	④-４ 持続化補助金（創業特例）	• 創業者の販路開拓等のための取組を支援 • **最大100万円**（補助率2/3）	
さらに、コロナ対策の投資	④-５ 持続化補助金（コロナ型）	◆（※）と同じ要件 • **最大100万円**（補助率2/3） • **遡及適用あり**	
さらに、任意の3か月の売上平均から▲20%の場合	④-６ 持続化補助金（コロナ型：即時支給）	上記〖④-５〗の特別枠に追加して • **交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給**	

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	• 借入債務の80%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。⑨と共有） • 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		③商工中金等による「危機対応融資」	• 3億円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
☆追加要件を満たせば **実質無利子・無担保**の対象 利子補給対象上限 （日本公庫等）中小事業1億円、 国民事業3,000万円 （商工中金）危機対応融資1億円	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	• 6000万円（別枠） • 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	• 1000万円（別枠） • 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 • 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	⑦衛生環境激変対策特別貸付	• 1000万円（別枠） • 運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、 売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、 売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	• 借入債務の100%を信用保証協会が保証 • 2.8億円（別枠。①と共有） • **保証料・金利ゼロ**の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	• 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 • 設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜**創業１年１か月以上**＞
【公庫(青枠)】最近１カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近１ヶ月の売上高と、前年同月を比較 ＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜**創業１年１か月未満**及び店舗・業容拡大している**ベンチャー・スタートアップ**など（後者は公庫のみ）＞
（１）～（３）のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
（１）最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高の比較	（１）左記に同じ。
（２）最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（２）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の３倍を比較
（３）最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（３）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに
株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry
中小企業庁 The Small and Medium Enterprise Agency